

岡山市危機管理室 防災専門家派遣事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災・減災についての講演及びワークショップ等（以下「講演等」という。）を通して、地域住民の防災・減災対策への主体的な実践行動を促すため、岡山市内の町内会、自主防災組織等の各種団体が主催する講演等への防災専門家派遣の実施に関し、必要な事項を定める。

(防災専門家)

第2条 防災専門家は次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 防災・危機管理等に関する専門的知見を有すること
- (2) 前条の趣旨及び岡山市の方針に賛同し、協力できること
- (3) その他岡山市が適当と認めること

(防災専門家の役割)

第3条 防災専門家は、主に次に掲げる防災・減災に関する活動を行う。

- (1) 講演
- (2) ワークショップ及び防災訓練
- (3) その他防災・減災に関するもの

(遵守事項)

第4条 防災専門家は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 防災・減災支援のために努めること
- (2) 政治活動及び宗教的活動を行わないこと
- (3) 営利を目的とした活動を行わないこと
- (4) この事業で知り得た情報を他者に漏らさないこと

(派遣の対象)

第5条 防災専門家の派遣を申請できるものは、次の各号のいずれかに該当する団体等とする。

- (1) 自主防災組織・防災組織
- (2) 連合町内会・町内会
- (3) 各学区・地区安全・安心ネットワーク
- (4) その他関係団体

(派遣の要件)

第6条 前条に規定する団体等が主催する講演等で、次の各号を満たすときは、防災専門家の派遣を受けることができる。

- (1) 岡山市内で開催されるもの
- (2) 営利を目的としないもの
- (3) 政治的又は宗教的活動を目的としないもの

(派遣申込と紹介)

第7条 防災専門家の派遣を受けようとするもの（以下「派遣申込者」という。）は、岡山市に防災専門家派遣申込書（様式1）により申込するものとする。

2 岡山市は、前項の規定による申込書を受領した場合、派遣が必要であると認めるときは、希望する内容に応じた防災専門家の選定等調整を行い、派遣申込者に対し紹介する。

3 前項の紹介を受けた派遣申込者は、紹介された防災専門家と直接、実施内容等の打ち合わせをすることとする。

(実績報告書)

第8条 前条の規定により派遣を受けたものは、派遣終了後に防災専門家派遣実績報告書（様式2）を岡山市に提出するものとする。

(派遣回数)

第9条 防災専門家の派遣は、原則として一つの申請者につき、1年度内1回を限度とする。ただし、岡山市が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(費用負担)

第10条 防災専門家の謝金については、予算の範囲内において、岡山市が支給する。

2 活動に要する費用については、前項に定めたものを除き、支給しない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式 1

防災専門家派遣申込書

令和 年 月 日

岡山市長 様

団体名

〒

住所

担当者名

電話番号

次のとおり、防災専門家の派遣を申込みます。

派遣希望日時 ※派遣を希望する日時を第1希望から第3希望まで記入してください	第1希望：	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	第2希望：	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
	第3希望：	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
希望する内容		
派遣場所 (住所) 講師駐車場の有無	講師駐車場 有 ・ 無	
注意事項		

様式2

防災専門家派遣実績報告書

令和 年 月 日

岡山市長 様

団体名

〒

住所

担当者名

電話番号

次のとおり、防災専門家の派遣の実績について、報告します。

派遣講師氏名	
派遣日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
参加者数	人
意見・感想	(良かったこと、悪かったこと、今後やってみたい防災に関する取り組みなど)
添付書類	・派遣講師が活動している様子が分かる写真